







# カラ散歩



▲10月は体力づくり強調月間。  
各保育所や学校、学区では運動会  
が行われ、さわやかな空気の下で  
おおいに体を動かしました。  
(中野学区民運動会)



▲稲刈りも終わってわらしも一段落、今日は歌って踊って飲んでほんとに楽しい一日でした。  
(中条敬老会)



▲村内の90歳以上の方には県から、今年米寿の方には村長からそれぞれお祝いの品が村長から1人1人に贈られました。  
(大曲戸の高橋キセさんに村長から祝い品が……)  
◀「老人と健康」ということで今日は和製ゴルフならぬゲートボールで健康づくり。  
(老人講座)

**問題点**

- 結婚式の黒紋付着用に一部で抵抗がある。
- 前から生活改善をやっている事情もあってか、結婚式・葬儀はまだ派手の傾向にある。
- 中之島、上通分館では、地域的事情もあって、申し合せ事項が分館では、申し合せ事項が分館のものと村全体の二つが
- 全般的にこの申し合せ事項ができたことと一つの目標になっていた。また、各分館独自の申し合わせもあり、だいたい守られている。
- 上通、中野学区では、初めての申し合せということもあって、現在はその趣旨の徹底と推進に力を入れている。
- 中之島、上通分館では、地域的事情もあって、申し合せ事項が分館では、申し合せ事項が分館のものと村全体の二つが

黒紋付に少し抵抗がある  
決め事に幅がある

## 状況

**趣旨徹底と推進に努力**  
**結婚・葬儀はまだ派手**

**これから**

組織作りが必要

みんな、この申し合せは新しい明るく、住みよい村づくりをめざすためのみんなの決まり事なのです。一人一人が真剣に考へ、実行していきましょ

## 生活の中に定着させよう

### 生活改善の申し合せ

あなたの学区では、村全体では、生活改善申し合せが守られていますか……。生活改善推進会議では、今月六日公民館でこの申し合せが△どのような実施状況にあるか▽問題点は……△これからどのように――などを各学区の分館長、婦人会役員を集めて話し合いが行われます。

あり、決めての内容に差がある。○また、村全体のものは、「――程度。できるだけ――」と幅があつてかえつて徹底しないのではないか。

○結論までみませんでしたが、生活改善を推進していくためには組織作りが必要。その手段としては村公民館に推進委員を委嘱してはどうか、――という意見が出されました。

○広報紙では、会議の内容や、生活改善の申し合せが徹底していくように、遂次P・Rしていくように、遂次P・Rしていきます。

11月5日前10時から3時まで移動採血車ゆうあい号がきます。

会場 中之島村役場前

あなたの健康な血液を待っています

「筋道をたてて考える力を伸ばすには、どのようにすればよいか」——これは今月十三日に中之島小学校（星野徳三郎校長二百七名）と中野小学校（川内泰若校長百三十四名）を会場に行われた、新潟県小学校協議会研究発表会は、中之島小学校が昭和四十九年に算数研究の指定を受けて行われるもので、三年間の成果を発表するもので

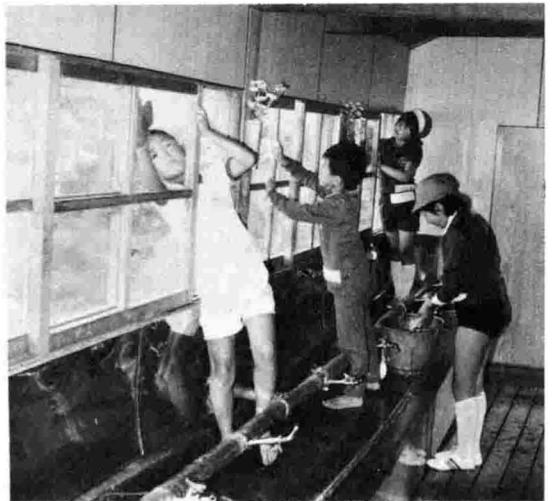
「この研究会は、教師自身の資質を高めるばかりでなく、このことが地域の教育水準を高め、児童一人一人のためになることを考えてのものなのです。ですから、授業実践の中でこれを考え、指導化説を立て、細かな手だてや課題を付して検証をくり返してきました」とこれまでの経過を語られる星野校長先生。また、研究主任の内田先生は

「こらアーそうじをさばるなせん」。大人の方も記憶があるでしょう。そうじの時のもう一度。だいたい上級生の五年、六年生、それも男子に多い「さぼり」や「なまけ」。これをなくしきれいにスピードティーにまた、まとまりよくと考えたのが「そじの学年たてわり方」。

中之島小学校では、二年生以上を対象にこの方式を四十九年から採用しており、ことして三年間の成果を発表するもので、子ども達が問題にぶちあた

## 県小研「算数」指導研究発表に全力

# 筋道を立てて考える



いま学校で⑤

## 中之島小学校

学年たてわりのそじ方式だと上級生もなまけないし、下級生も一生けんめいにやるので、ガラスもろうかもビカビカ。

つたとき自力で解決できるようにしたい。そのためには「筋道をたてて考える力をもつと伸ばしてやることが大切……」と述べられます。

現在の子ども達に欠ける点は考え方だといわれています。学習の中には、教えてやらなければならないことと、自分で考えさせた方がよいことがあります。

「考える力」だといわれています。子どもに教えるとき①と②のどちらの方法をとりますか。①では子どもはその時はわかりま

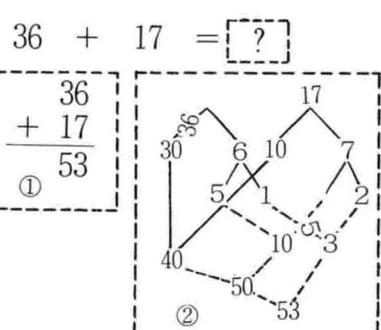
すが、ほかの応用問題ではつまずくでしょう。

学校では、②のように数字を分解し、子どもが自分で考えながら、理解できるようにと、筋道を立てて指導をすすめています。

**大橋 稔くん**  
オーストラリア  
ニュージーランドへ  
派遣団員として

新潟県主催の「青年海外派遣事業」に末宝の大橋稔くん（二二）が参加します。

この事業は、本県の青年に広く海外の実情を視察研修してもらいうもので、今年で八回目。十月十九日に出発し、十七日間の日程でオーストラリア、ニュージーランドを視察し十月三十日に帰国します。



新潟県主催の「青年海外派遣事業」に末宝の大橋稔くん（二二）が参加します。

この事業は、本県の青年に広く海外の実情を視察研修してもらいうもので、今年で八回目。十月十九日に出発し、十七日間の日程でオーストラリア、ニュージーランドを視察し十月三十日に帰国します。

新潟県主催の「青年海外派遣事業」に末宝の大橋稔くん（二二）が参加します。



## 総合体育祭をスナップと入賞者で

**個人小学校5~6年の部**  
優勝 渡辺寿善 2位 高橋透  
3位 本間義信、山田雅裕  
**中学の部**  
優勝 斎藤正利 2位 山田誠一  
3位 栗林弘  
**女子の部**  
優勝 安達良子 2位 古川佳代子  
**高校・一般の部**  
優勝 草野章雄 2位 小柳堅二  
3位 小管好夫、山田誠一



**剣道**  
**総合団体戦**  
優勝 信条剣士会  
準優勝 中条剣友会  
**個人小学校1~2年の部**  
優勝 田辺正人 2位 中島勝幸  
3位 笠柳勇人、長谷川浩之  
**個人小学校3~4年の部**  
優勝 斎藤仁志 2位 本間保  
3位 田中利浩、星野武志

**社会人野球**  
**選抜大会結果**  
1位 盟友タイガース  
2位 農協バロン  
3位 上通コエーズ  
3位 新道

**菊花展のご案内**  
11/5~11/8  
好例の中之島村「大菊花展」が10月5日から8日まで、村公民館講堂において催されます。  
期間中は、大菊、けんがい、盆栽などが多数出品され、あなたのおいでをお待ちしています。

**村内一周駅伝大会**  
11月3日

学校、地域、職場でチーム編成の上多数参加ください。出場資格は中学生、青年、一般です。  
※ 出場申し込みは10月26日までに教育委員会へ。

10月は体力づくり強調月間です。 老いも若きも体を鍛えましょう

3位 上通コエーズ、中野クラブ  
**女子**  
優勝 グークホースOB 2位  
2位 ひまわり 3位 ベイ・シティローラーズ、北中2年生  
**婦人**  
優勝 中之島母の会 2位 中通若妻会 3位 中野若葉会



**柔道**  
**団体戦**  
優勝 中之島小A 2位 中通小A  
3位 中之島小B  
**個人小学校1~2年の部**  
優勝 池上浩二 2位 宮部一雄  
3位 皆川博則  
**個人小学校3~4年の部**  
優勝 池上利勝 2位 原田亮太  
3位 南場信行、倉茂進  
**個人小学校5年の部**  
優勝 高森清松 2位 林克彦  
3位 鈴木浩二  
**個人小学校6年の部**  
優勝 鈴木正史 2位 星野雅幸  
3位 高橋勉、坂口博司  
**一般・有段の部**  
優勝 池田克司 2位 長谷川一久  
3位 中沢英雄、栗林正  
**一般・無段の部**  
優勝 山崎敏行 2位 丸山秀隆  
3位 池上功二



**卓球**  
**一般の部団体戦**  
優勝 上通 2位 ハタチA、3位 ハタチB、役場  
**中学団体戦**  
優勝 ゴワッパ5 2位 北中バッファロークラブ  
**個人男子**  
優勝 国島正美 2位 西沢繁  
3位 若月泰助、小黒佐敏  
**個人女子**  
優勝 石田和代 2位 下田裕子  
3位 高橋真寿代、高橋明美



**バレーボール**  
**男子**  
優勝 K・T・S 2位 ミゲー25

# 援護関係法が一部改正

昭和五十一年の援護関係法律の一部改正がさきの国会において成立し、支給対象範囲の拡大および継続支給などの改善措置が図られました。

つきの事項に該当すると思われる方は早目に住民福祉課へおいでのうえ、手続きをしてください。（文書は専門語などが多いため、わかりにくいかと思いますが、もしや該当するのではと思われる方は、遠慮なく、早目にご相談ください。）

## 恩給法

### 1、「傷病者遺族特別年金」の支給

昭和二十九年四月一日以降に傷病年金受給者（第一款から第四款症）並びに特例傷病恩給の受給者で特別項症から第一款症までの方が平病死をされ、その遺族の方が扶助料を受給していない場合に十万円の年金が支給されることになりました。

### 2、「扶助料年額加算請求」について

普通扶助料を受ける者が妻で供が十八歳未満の不具廃疾のものは二十歳以上の不具廃疾

であつた方へ 旧軍人等の在職年と旧満州農産物検査所在職年数を通算する措置がとられることになりました。

### 3、「旧満州農産物検査所職員の請求はおすすめでしようか」

昭和五十年の法律改正で引き続き（連続）実在職年が三年以上七年未満の兵の階級であつた者にも一時恩給が支給されました。

### 4、「扶助料年額加算請求」について

普通扶助料を受ける者が妻で供が十八歳未満の不具廃疾のものは二十歳以上の不具廃疾

に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 5、「再婚解消妻に係る再婚解消期限が延長」について

普通扶助料を受ける者が妻で供が十八歳未満の不具廃疾のものは二十歳以上の不具廃疾

に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

### 6、「支給対象範囲の拡大」について

昭和三十八年四月二日以後に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

### 7、「支給対象範囲の拡大」について

昭和三十九年四月二日以後に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

### 8、「支給対象範囲の拡大」について

昭和四十一年四月二日以後に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

### 9、「支給対象範囲の拡大」について

昭和四十二年四月二日以後に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

### 10、「支給対象範囲の拡大」について

昭和四十三年四月二日以後に戸籍登録の記載が変更された場合は、扶助料の支給が停止されることはあります。

により離婚と同視すべき事情にあつては第一款症から第五款症によるものに遺族年金または遺族の支給が支給されます。

和十二年七月六日までの間（満州事変以後日華事変前）に公務上の傷病にかかり、第五款症以上の不具廃疾となつたことにより昭和四十八年四月一日において第五款症以上の傷

不具廃疾の程度が公務傷病にあつては第一款症から第五款症までの支給事由である傷病以外の事由により死亡（平病死）した場合に、その遺族に遺族年金等（十万円）が支給されることになりました。また、勤務に関連した傷病にあつては特別項症から第六項症までの支給事由である傷病以外の事由により死亡（平病死）した場合に、その遺族に遺族年金等（十万円）が支給されることになりました。

あつては第一款症から第五款症までの支給事由である傷病以外の事由により死亡（平病死）した場合に、その遺族に遺族年金等（十万円）が支給されることになりました。

あつては第一款症から第五款症までの支給事由である傷病以外の事由により死亡（平病死）した場合に、その遺族に遺族年金等（十万円）が支給されることになりました。

## 特別給付金支給法

### □戦傷病者の妻に対する特別給付金の継続支給について

昭和五十一年十月一日から戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法が次のとおり改正され、継続支給および支給範囲の拡大等の改善措置が図られました。

### 1、「戦傷病者の妻に対する特別給付金の継続支給について」

昭和五十一年十月一日から戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法が次のとおり改正され、継続支給および支給範囲の拡大等の改善措置が図られました。

### 2、「夫に係る遺族年金等の支給条件が緩和」について

戦没者の遺族が夫の場合、現行の支給条件を撤廃し六十歳以上であれば、遺族年金等を受けられることになりました。

### 3、「遺族一時金の支給要件が緩和」について

戦没者の夫は除かれます。ただし、戦没者死亡後再婚した夫は再婚します。

### 4、「公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されたことになりました。

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 5、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 6、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 7、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 8、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 9、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 10、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 11、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 12、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 13、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 14、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 15、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 16、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 17、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 18、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 19、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 20、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 21、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年（結核、精神病は八年）から六年（結核精神病は八年）に延長されました。

### 22、「公務傷病の妻に対する特別給付金の支給について」

公務傷病に併発した傷病による死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの